

ヒトES細胞、ヒトiPS細胞及びヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成に関する指針の整備に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成21年12月16日
研究振興局ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

この度、文部科学省では、ヒトES細胞、ヒトiPS細胞及びヒト組織幹細胞（ヒトES細胞等）からの生殖細胞の作成に関する指針の整備を予定しています。

つきましては、行政手続法第39条などに基き、本件に関し、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」及び「ヒトES細胞の使用に関する指針」の改正案、並びに「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」の案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添1～3】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成22年1月14日 必着
- (3) 宛先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 宛
FAX番号：03-6734-4114
電子メールアドレス：ethics@mext.go.jp
(判別のため、件名は【ES指針の改正案等に関する意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「ES指針の改正案等に関する意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室)